

関係法人 代表者 各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

令和5年4月から令和5年7月における障害児通所支援（児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る）指定に係る開設前説明会の開催について（通知）

日頃から本市福祉行政に御協力いただきありがとうございます。

本市においては、新規に障害児通所支援（児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る。以下「通所事業所」という。）の開設を予定している事業者の皆様に向け、サービスの趣旨等を十分に御理解いただくため、川崎市障害児通所支援開設前説明会（以下「開設前説明会」という。）を実施します。

今回の開設前説明会は、令和5年4月から令和5年7月に通所事業所を開設予定の事業の皆様を対象とします。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、開設前説明会の「延期」又は「中止」とする場合があります。その場合、申込みいただきました事業者様には別途御連絡をいたします。また、開設前説明会を実施した場合におきましても、感染症予防に十分配慮（マスクの着用等）いただきますようお願いいたします。

1 日時

令和4年12月27日（火）
13時30分から16時30分（受付13時10分から）

2 会場

川崎市役所第4庁舎2階ホール
川崎市川崎区宮本町3番地3（JR川崎駅から徒歩約10分）※別紙会場案内図参照

3 対象事業所

令和5年4月から令和5年7月に川崎市内で通所事業所の新規開設を予定している事業者

4 対象者

事業所に配置予定の管理者又は児童発達支援管理責任者（原則1名・最大2名）
※新型コロナウイルスの流行状況によっては、二人目の参加を辞退いただく場合がございます。

5 申込方法

（1）川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指定担当あてにFAXにてお申込みください。なお、お申し込み後はFAXを送付したことの連絡をお願いします。

【FAX送信先】FAX番号：044-200-3932

【FAX送付後の連絡先】：044-200-2927

(2) 申込書類

- ・川崎市障害児通所支援開設前説明会申込書

(3) 申込書類掲載先

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」

→「書式ライブラリ」

→「3. 川崎市からのお知らせ」

→「9. 事業者指定申請様式等（児童福祉法関連）」

(https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=89&topid=3)

(4) 申込締切

令和4年12月6日（火）

※締切を過ぎた申込みは受付できませんので御注意ください。

6 当日資料について

令和4年12月19日（月）までに、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載しますので、印刷の上、当日御持参ください。電子機器等を持ち込むことも可能ですが、電源等の提供はありません。また、当日の資料配布はございませんので御注意ください。

【掲載先】

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」

→「書式ライブラリ」

→「3. 川崎市からのお知らせ」

→「9. 事業者指定申請様式等（児童福祉法関連）」

(https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=89&topid=3)

7 備考（事業者指定までの手続きについて）

新規指定申請を予定している事業者におかれましては、次の手続きが必要となります。

「②事前相談」の手続き時に川崎市障害児通所支援開設前調査票の内容を確認しますので、2部用意して御持参ください。

（※ 令和4年8月1日指定分から、指定申請受付等の取扱いを一部変更していますので、御注意ください。）

日程	手続き
令和4年12月27日	①川崎市障害児通所支援開設前説明会に参加
指定希望日の前々月の1日まで	②事前相談（事前予約の上、来庁）
指定希望日の前月の1日まで	③申請書類の提出（郵送または持参）
指定希望日の前月の15日まで	④申請書の受理等
指定希望日の前日までに	⑤川崎市から指定書の送付

※詳細なスケジュールは説明会当日に御説明します。

障害者施設指導課事業者指定担当

TEL 044-200-2927

FAX 044-200-3932

会場（川崎市役所第4庁舎2階ホール）案内図

所在地：川崎市川崎区宮本町3番地3

